

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第9号の7（第7条の4関係）

児童自立生活援助事業開始 届出書
小規模住居型児童養育事業変更

(略)

(略)

注 (略)

添付書類

(1)―(4) (略)

(5) 当該事業に従事する職員が児童福祉法第34条の20第1項各号並びに精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証明する書類

(6)―(8) (略)

改正前

様式第9号の7（第7条の4関係）

児童自立生活援助事業開始 届出書
小規模住居型児童養育事業変更

(略)

(略)

注 (略)

添付書類

(1)―(4) (略)

(5) 職員全員が児童福祉法第34条の20第1項各号に該当しないことを証明する書類

(6)―(8) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。